**１　選定方法等**

(１)　選定方法

選定は、「宇佐市サテライトオフィス等活用サポート事業審査委員会」が行い、要綱第４条により提出された申請書を総合的に審査・評価し、事業の目的に適した事業者を選定する。また、要綱第９条により補助金申請予定がある場合は、予算の範囲内で事業者を選定する。

(２)　審査

事業計画書等について、評価基準表を基に審査を行う。また、審査委員会が必要と認めた場合は事業者の出席又はＷｅｂミーティング等での参加により事業説明を行ってもらう。事業説明を行う場合は、事前に時間と方法を電子メールにて通知する。

(３)　ヒアリング

必要に応じて審査の日までにヒアリングを実施する場合がある。

（４）指定事業の承認、サポート内容・条件及び補助金の交付の決定

審査結果については文書にて通知する。

**２　提案事業者の失格**

　　次のいずれかに該当する場合は失格とする

(１)　提出期限を過ぎて申請書等が提出された場合

　(２)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(３)　会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(４)　審査の公平性を害する行為があった場合

(５)　その他、申請にあたり著しく審議に反する行為等があった場合

**３　その他留意事項**

　(１)　申請にかかる経費は、すべて事業者の負担とする。

　(２)　提出書類等に記載された個人情報は、本業務の事業者の審査のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

(３)　業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけない。

　(４)　その他不明な点については、宇佐市経済部商工振興課企業立地推進室に照会すること。

(５)　審査委員会は、１事業者の参加でも成立する。この場合、審査のうえ事業の目的に適した事業者と認める場合に限り承認等を行う。

**宇佐市サテライトオフィス等活用サポート事業審査**

**事業計画書　評価基準**

（１）判定

　　審査委員会（Ⓐ４０点）と事務局・関係課意見（Ⓑ１０点）の合計点数（Ⓐ＋Ⓑ）を

５０点とし、合計が３０点以上をサポート事業とする。

審査委員会は下記（２）（３）の表を用いて審査し、各審査員の平均点を審査委員会の点数とする。事務局・関係課は下記評価基準等を用いて点数をつける。

補助金申請予定がある場合は、サポート事業の中で合計点数の上位者から、予算の範囲内で事業者を選定する。

（２）項目及び評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 評価基準 | 点数 |
| 事業  内容 | ①本市の地域課題や全国的な社会的課題の解決に寄与することが見込める事業であること | １０点 |
|  | ②本市の地域特性の活用による市民サービスの向上や、産業振興の実用化に寄与することが見込める事業であること | ５点 |
|  | ③実証実験の目的や成果目標等が、具体的かつ明確に設定されている事業であること | ５点 |
|  | ④デジタル技術、先進技術、先進アイデア、独自技術、ＤＸ等を利活用した事業であること | ５点 |
| 実施  体制 | ⑤事業を的確に実施できる組織や人員等、技術的能力及び管理能力が十分であること | ５点 |
|  | ⑥事業の具体的な目標及び達成手段を工程毎に示し、実現可能なスケジュールであること | ５点 |
| 将来展望 | ⑦事業実施後、事業者が宇佐市と継続的な交流や定着していくことが見込める事業であること | ５点 |
|  | 小　　計（Ⓐ） | ４０点 |

（３）配点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・評価基準① | | ・評価基準②～⑦　および事務局・関係課 | |
| １０点 | 特に優秀 | ５点 | 特に優秀 |
| ８点 | 優秀 | ４点 | 優秀 |
| ６点 | 可 | ３点 | 可 |
| ４点 | 要検討 | ２点 | 要検討 |
| ２点 | 不可 | １点 | 不可 |